

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

- 1 映画会社X社の企画開発部に所属するプロデューサー甲は、同業他社であるY社が杉田成一の原作を基に1955年に製作、公開しY社が著作権を有する大ヒット映画「七人の刺客」の再映画化を企画している。甲は、この企画の概要を次の通り取りまとめ、再映画化にあたり注意が必要な事項等について、X社の法務部員乙に相談をしている。問1～問2に答えなさい。

企画概要

1. 平成版「七人の刺客。」

- (1) 原作：杉田成一『七人の刺客』（1953年、Z社刊）
- (2) 脚本：近藤礼二
- (3) 監督：金田知行
- (4) 出演：若杉昌男（内定）、島田陽輔ほか
- (5) 公開：（前篇）2018年冬頃、（後篇）2019年春頃
- (6) 本編尺：前篇120分（予定）、後篇120分（予定）
- (7) 仕様：DCP カラー35mm、シネマスコープ®サイズ、ドルビーSR
- (8) 製作費：前篇と後篇をあわせて8億円程度（主題歌・挿入歌を除く）
- (9) 制作：株式会社コンテンツメーカーラボ
- (10) 製作：映画「七人の刺客。」製作委員会（仮）  
（X社、出版社Z社及び広告代理店A社の三者で組成の予定）
- (11) 配給：X社

2. 昭和版「七人の刺客」について

- (1) 原作：杉田成一『七人の刺客』（1953年、Z社刊）
- (2) 脚本：魚住恵一（故人）
- (3) 監督：山中茂（故人）
- (4) 出演：村田卓三（故人）、西田大介ほか
- (5) 公開：1955年7月
- (6) 製作：Y社（単独）
- (7) 配給：Y社

（次ページに続く）

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

3. 再映画化にあたって

- (1) 原作は、昭和版と同じ杉田成一『七人の刺客』（Z社刊）を使用する。
- (2) 脚本は、原作を基に近藤礼二が新たに書き下ろす。
- (3) タイトルは、昭和版との区別を図るため、「七人の刺客。」とする。
- (4) 昭和版とは、似て非なる新しい切り口の「七人の刺客。」を製作する。

以上

問1

平成版「七人の刺客。」の製作にあたり、予め必要となる権利処理について、X社のプロデューサー甲が法務部員乙に確認している。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「昭和版の監督を担当した山中茂は、1985年に亡くなっています。この場合、昭和版の著作権存続期間の満了日は、いつになりますか。」  
乙 「山中茂の死後38年ですから、2023年12月31日になります。」
- イ 甲 「近藤礼二が新たに脚本を書き下ろすことになりますが、昭和版の脚本を担当した魚住恵一の遺族に対して、何らかの権利処理が必要になってくるのでしょうか。」  
乙 「同じ杉田成一の原作を用いるわけですから、結果的に魚住恵一の脚本とよく似た構成となり、かつ、全く同じセリフを多用することになります。これは魚住恵一が生きていたとしたら、その著作者人格権を侵害するおそれのある行為だといえますので、魚住恵一の遺族に対し、権利処理をする必要があります。」
- ウ 甲 「昭和版において村田卓三がアドリブで演じた最も象徴的なシーンを、平成版において忠実に再現する場合、村田卓三の遺族に対して、何らかの権利処理が必要になってくるのでしょうか。」  
乙 「村田卓三の名誉又は声望を害する改変に該当しますので、村田卓三の遺族に対し、何らかの権利処理をする必要があります。」
- エ 甲 「昭和版のラストで西田大介が演じた感動的なシーンについては、杉田成一の原作にも、魚住恵一の脚本にも描かれていません。これと似たシーンを平成版でオマージュ的に再現する場合、Y社から予め許諾を得る必要があるのでしょうか。」  
乙 「Y社が有する著作権を侵害するものとして、Y社に訴えられるおそれがありますので、Y社から予め許諾を得る必要があります。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問2

平成版「七人の刺客。」の製作にあたり、X社のプロデューサー甲が不安を覚えている事項について、法務部員乙に確認をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「平成版の©表示は、どのようにするのが適切でしょうか。」  
乙 「著作権に関する世界知的所有権機関条約（「WIPO著作権条約」）第3条第1項の規定に基づき、『©の記号、最初の発行年、著作権者の名』の順番で表示するのが適切です。具体的には、前篇については『© 2018 X社/Z社/A社』と表示すればよいでしょう。」
- イ 甲 「『©の記号』に続いて『最初の発行年』を表示する必要があるのだとしたら、2019年に公開する後篇の©表示については、どのようにするのが適切でしょうか。」  
乙 「前篇の公表の時から3年以内に逐次に後篇を公表しますので、わが国の著作権法の規定に照らしても、後篇の公表は2018年となります。従って、後篇の©表示についても前篇と同様に『© 2018 X社/Z社/A社』と表示するのが適切です。」
- ウ 甲 「平成版の主演が内定している若杉昌男の奥様が、資産運用の目的で、個人として、1億円ほど製作委員会に出資したいといっています。この場合、わが社、Z社、A社及び若杉昌男の奥様の四者で製作委員会を組成することとなりますが、金融商品取引法上、問題はないでしょうか。」  
乙 「若杉昌男の奥様が製作委員会契約において定められた出資金をきちんと支払うのであれば、金融商品取引法上、特に問題はありません。」
- エ 甲 「タイトルの末尾に句点（。）を付して『七人の刺客。』とした上でわが社が平成版のコンテンツビジネスを展開することに関し、現在でも昭和版のコンテンツビジネスを展開しているY社との関係性において、商標法上又は著作権法上、特に問題はないでしょうか。」  
乙 「既に『七人の刺客』で商標登録があったとしても、平成版の映画のタイトルとして使用する限りにおいては、商標的使用とはいえませんので、商標法上は問題ありません。また、『七人の刺客』というタイトル自体に著作物性は認められませんので、Y社との関係性において、著作権法上も問題はありません。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

- 2 X社は、アニメーション、音楽、ミュージカル等を総合的にプロデュースするコンテンツ企画会社である。X社は、出版社Y社の週刊漫画雑誌に連載された人気漫画「チザイの探偵団」をミュージカル化することを検討している。また、漫画「チザイの探偵団」は、既にキー局のTVアニメーションとして人気を博しているため、本ミュージカルは、TVアニメーションを利用することを考えている。問3～問5に答えなさい。

問3

X社は、企画を立案したX社の社員甲をプロデューサーとして、本ミュージカルをプロデュース公演する予定である。ア～エを比較して、本ミュージカルの権利処理に関する甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 本ミュージカルはTVアニメーションを利用することから、本ミュージカルの公演そのものは、TVアニメーションのみを原著作物とする二次的著作物と位置付けることができる。
- イ 本ミュージカルの脚本を、フリーの有名脚本家に執筆してもらうことを考えている。本ミュージカルの内容は、漫画とTVアニメーションとは一部異なる内容になる可能性がある。本ミュージカルの公演は、TVアニメーションを利用するので、著作権者人格権の処理に関しては、漫画家とTVアニメーションのシナリオライターから同意を得れば、脚本を執筆してもらうことができる。
- ウ 稽古の後、本ミュージカルの脚本家から了承を得た上で、演出家が大幅に修正して上演台本を完成させようと思っている。上演台本で上演を行う場合、修正前の脚本家とは別に、上演台本にかかわった演出家からも公演に関する許諾を取得する必要がある。
- エ 本ミュージカルの演出は、フリーの新進演出家に依頼することを考えている。演出家は本ミュージカルの中心的役割をする者であるから、本ミュージカルの初演時期については、演出家と相談して合意することが、著作権法上必要である。

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問4

プロデューサー甲がX社の法務部の部員乙に相談を行っている。ア～ウを比較して、甲と乙の会話として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「本ミュージカルの本公演前に、ゲネプロと呼ばれる通し稽古を行う予定です。ゲネプロには、公演会場のキャパシティである200席分の関係者を招待する予定ですが、本番公演と別に著作権者との権利処理は必要でしょうか。」
- 乙 「ゲネプロも著作権法上の『上演権』の対象となり、権利処理が必要です。」
- イ 甲 「本ミュージカルでは、本公演中の実演を撮影することについて、実演家の了承を得ています。その映像を収録したDVDの販売を予定しているのですが、実演家の権利処理は、DVDの販売について別途必要でしょうか。」
- 乙 「本ミュージカルは、公演によるチケット収入が一次利用である本来の収入であり、ビデオグラム化は、公演後の二次利用の位置付けとなります。一次利用が映画の上映である場合と異なり、ワンチャンス主義が働かないため、ビデオグラム化については、別途の権利処理が必要です。」
- ウ 甲 「本ミュージカルでは、漫画やTVアニメーションには登場しないオリジナルのキャラクターを作っており、そのキャラクター用の舞台衣装をデザイナーに一からデザインしてもらう予定にしています。舞台衣装の一切の権利は、業界でいう『買取り』処理としますが、デザイナーが自由に類似のデザインを利用することを防げますか。」
- 乙 「前提として、舞台衣装も、美術の著作物に該当する場合があります。そして、業界でいう『買取り』の合意は、常に著作権の譲渡のみを意味しますので、デザイナーが舞台衣装に類似した衣装を他社のミュージカルで作成する場合には、わが社の許諾が必ず必要になりますね。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問5

本ミュージカルのプロデューサー甲は、本ミュージカルで使用する音楽に関して、音楽担当ディレクターの丙に相談を行っている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「本ミュージカルの楽曲Aは、JASRACの会員である作曲家に作曲してもらうことを予定しています。楽曲Aの使用料はJASRACの許諾を通して作曲家に支払う方法しかないという理解でよいですか。」
- 丙 「楽曲制作の依頼者である公演の製作者、主催者に一定範囲の利用を認める『委嘱免除』の制度もありますので、同制度が適用されれば、作曲家に直接対価を支払うことができます。」
- イ 甲 「本ミュージカルの楽曲Bは、JASRACの会員である作曲家に作曲してもらうことを予定しています。楽曲Bは更に編曲者にアレンジしてもらい本公演で使用することを予定していますが、アレンジの許諾はどのように取得すればよいですか。」
- 丙 「アレンジは著作権者人格権にも関連しますが、著作権者人格権は一身専属性を有し、信託の対象にはできないので、JASRACが利用許諾を与えることはできません。従って、著作者である作曲家から直接同意を得ることが必要となります。」
- ウ 甲 「本ミュージカルの楽曲Cは、TVアニメーションのために制作された既存楽曲であり、本公演において、レコード会社Z社が発売中の音楽CDに収録された楽曲Cの音源を使用したいです。レコード会社Z社が音楽CDの原盤権を保有していますが、Z社とどのような著作権法上の権利処理が必要ですか。」
- 丙 「楽曲Cを収録した音楽CDを本公演中に流すことも演奏又は上演に該当しますが、レコード製作者は演奏権及び上演権を有しないため、当該権利の許諾の問題は生じませんが、二次使用料の請求権が、著作権法上、発生します。」
- エ 甲 「本ミュージカルの二次利用として、音楽CDを発売する予定です。音源としては、公演中の実演家の歌唱を録音録画したものを使用します。使用する音源に関して、ビデオグラム化のための録画の許諾は実演家から取得済みですが、別途録音の許諾も実演家から必要ですか。」
- 丙 「実演家の歌唱を高性能マイクでライブ録音した音源から制作した音楽CDを発売する場合、実演家の許諾が必要となります。また、本公演を録画した映画の原版から音声を抜き出して音楽CDに収録する場合も、ワンチャンス主義の例外として、同様に実演家の許諾が必要となります。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

- 3 株式会社X社は、写真素材を提供するY株式会社との間で、写真の著作物の利用許諾に関する次の契約を締結することを検討している。次の文書は、当該契約に関する契約書案の一部である。問6～問7に答えなさい。

著作物利用許諾契約書案

Y株式会社（以下「甲」という）と、株式会社X社（以下「乙」という）とは、別紙添付の写真の著作物（以下「本著作物」という）の利用許諾に関し、以下の通り契約を締結する。

第1条（利用許諾）

甲は、乙に対し、本著作物を、下記の態様で利用することを許諾する。

記

(1) 本著作物の名称：××××

(2) 利用方法

① 印刷物への利用

名称：広報〇〇，部数：1000部

② ホームページにおける掲載

サイト名：広報〇〇

ホームページにおける掲載期間：平成30年12月31日まで

第2条（独占的許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、本著作物を前条に規定する態様で利用することを許諾してはならない。

第3条（著作物の改変）

1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物のサイズ、色調を変更したり、一部を切除したりすることに予め承諾する。但し、乙は、これら改変であっても、本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下の通り著作者の表示をしなければならない。

撮影 丙山太郎

第4条（保証）

1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。

2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償等がなされた場合、甲は、甲の責任と負担の下でこれに対処、解決するものとし、乙に対して一切の迷惑をかけるものとする。

第5条（納入）

1 甲は乙に対し、平成29年11月末日までに、本著作物を収録したCD-R（データは1051×1406ピクセル以上のJPEGデータとする。）を乙宛てに納入するものとする。

2 前項により納入されたCD-Rの所有権は納入時に乙に移転するものとする。（次ページに続く）

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

第6条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、金△万円（消費税込み）を、平成○年○月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第7条（解除）

1 甲乙は、相手方が本契約に違反した場合、2週間の期間において違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されなかったときは、本契約を解除することができる。

2 前項により本契約が解除された場合、乙は、本件印刷物をすべて廃棄するものとする。

第8条（秘密保持）

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の有効期間中及び本契約の終了後、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩してはならない。

第9条（権利義務譲渡等禁止）

甲乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならない。

第10条（契約内容の変更等）

本契約の修正変更は、甲乙間の文書による合意がない限り、効力を生じないものとする。

第11条（管轄）

本契約により生じた紛争については、○○地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

問6

X社の法務部の部員丁は、Y社が提示した著作物利用許諾契約書案について、X社が発行等を予定している著作物の利用態様に適合しているかについて検討している。ア～エを比較して、X社の法務部の部員丁の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「制作する印刷物は3年間にわたって配布したいと考えていますが、著作物の利用許諾契約書案の有効期間が平成30年12月31日ですので、有効期間を延ばすか、有効期間満了時の在庫処分を許す旨の規定が必要です。」
- イ 「印刷物にもホームページにも著作物を相当程度改変することを予定していますが、Y社の事前の承諾が必要というのは煩雑です。著作物の著作権を譲り受ければ、自由に改変することができますが、このときに、著作権法第27条及び第28条に定める権利もあわせてY社から譲り受けなければならないことに注意が必要です。」
- ウ 「著作物のホームページへの掲載期間は、平成30年12月31日までとなっていますが、掲載期間経過後の削除義務が規定されていません。そのため、同一のサーバから、同一のホームページで、同じ態様でホームページ上に掲載する場合には、著作権を侵害することになりませんので、掲載期間経過後も掲載を継続できます。」
- エ 「印刷物やホームページに『撮影 丙山太郎』と表示したくないのですが、この場合、第3条第3項の規定を削除するだけでは足りず、著作者に、氏名表示権を行使しないことをY社に約束させる必要があります。」



【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問7

X社の法務部の部員戊は、Y社が提示した著作物利用許諾契約書案について、利用許諾を受ける著作物について第三者から権利の主張等がなされた場合のリスクについて検討している。ア～エを比較して、X社の法務部の部員戊の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「第4条第1項でY社がこの著作物が第三者の著作権を侵害しないことを保証していますが、利用許諾を受ける著作物が第三者の著作物であって、X社がこの第三者から著作権侵害に基づく損害賠償請求をされることのないよう、少なくともこの著作物の著作権や著作者人格権の帰属について調査し、確認しなければなりません。」
- イ 「Y社が利用許諾を受ける著作物の著作権を保有せず、著作権者から利用許諾を受けているに過ぎない場合には、著作権者とY社との間の利用許諾契約書を確認するなどして、再利用許諾権があるのか、また、利用許諾を受けている範囲や期間について確認することが望ましいといえます。」
- ウ 「利用許諾を受ける著作物の著作権をY社が保有していたとしても、契約締結後にY社が著作権を第三者に譲渡してしまうと、ホームページ上での著作物の掲載ができなくなるおそれがあるので、このようなことを防止するために、予めY社から利用許諾を受けたことについて文化庁で登録をしておくことが望ましいといえます。」
- エ 「利用許諾を受ける著作物について、第三者からその著作権を侵害するとして訴訟を提起された場合、第4条第2項の規定があっても、X社自らが訴訟には対応しなければならず、訴訟対応をY社に委任することはできません。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

- 4 出版社であるX社の法務部員戊は、小説家丁川一郎から許諾を得て小説「〇〇〇〇」を出版するにあたり、一般社団法人日本書籍出版協会が提供している著作物利用許諾契約書ヒナ型2010年版を参考に次の契約書案を作成した。問8～問9に答えなさい。

著作物利用許諾契約書

著作物名 〇〇〇〇  
著作者名 丁川一郎  
著作権者名 丁川一郎

丁川一郎（以下「甲」という）とX株式会社（以下「乙」という）とは、上記著作物（以下「本著作物」という）の出版その他著作物の利用等につき、以下の通り合意する。

第1条（出版の許諾）

（1）甲は、乙に対し、本著作物を、日本を含むすべての国と地域において、印刷媒体を用いた出版物（オンデマンド出版も含む）として複製し、頒布すること（以下この一連の行為を「出版」といい、発行された出版物を以下「本出版物」という）を独占的に許諾する。

（2）甲は、前項の利用に関し、乙が第三者に対し再許諾することを承諾する。その場合の利用料等の条件は甲乙別途協議の上定めるものとする。

第2条（電子出版の利用許諾及び第三者への許諾）

（1）甲は、乙に対し、乙が本著作物を、日本を含むすべての国と地域において、以下の各号に掲げる方法のいずれか又はすべてにより、本著作物の全部又は一部を電子的に利用すること（以下「電子出版」という）を独占的に許諾する。

- ① DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体（将来開発されるいかなる技術によるものをも含む）に記録したパッケージ出版物として複製し、頒布すること
- ② インターネット等を利用し公衆に送信すること（本著作物のデータをダウンロード配信すること及びホームページ等に掲載し閲覧させることを含む）
- ③ データベースに格納し検索、閲覧に供すること

なお上記電子出版においては、電子化にあたって必要となる加工、改変等を行うこと、及び自動音声読み上げ機能による音声化利用を含むものとする。

（2）甲は、乙による前項の利用に関し、乙が第三者に対し、再許諾することを承諾する。

第3条（二次的利用）

本契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画等、その他二次的に利用される場合、甲はその利用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議の上決定する。

第4条（著作物利用料の支払）

（1）乙は、甲に対し、第1条及び第2条の利用に関し、別掲の通り発行部数の報告及び著作物利用  
(次ページに続く)

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

料の支払を行う。

(2) 乙が、本出版物を納本、贈呈、批評、広告・宣伝、販売促進、業務等に利用する場合（●部を上限とする）、及び本著作物の全部又は一部を同様に電子的に利用する場合については、著作物利用料が免除される。

第5条（出版データの権利の帰属）

(1) 甲は、第1条及び第2条の利用において、乙の労力及び（又は）費用により作成された出版物の版面及び電子出版用データ（作成途中の中間生成物を含む。以上を総称して「出版データ」という）に関する権利は、乙に帰属することを確認する。

(2) 甲は、本契約の有効期間中のみならず終了後であっても、本出版物の版面を複製した印刷物の出版若しくは電子出版用データを複製しての利用等、出版データを、乙の事前の書面による承諾なく利用せず、第三者をして利用させない。

(3) 本条の規定は、甲の著作権に影響を及ぼすものではない。

第6条（甲あるいは第三者による類似著作物等の出版及び利用）

(1) 甲は、本契約の有効期間中、本著作物の全部又は一部と同一若しくは明らかに類似すると認められる内容の著作物及び同一題号の著作物を、自ら第1条にいう出版をせず、あるいは第三者をして第1条にいう出版をさせず、また自ら第2条にいう電子出版をせず、あるいは第三者をして第2条にいう電子出版をさせない。

(2) 前項にかかわらず、甲が本著作物の全部又は一部を、甲自らが運営するホームページ（ブログ、メールマガジン等を含む）において利用しようとする場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。

(3) （略）

第7条（権利処理の委任） （略）

第8条（締結についての保証）

甲は、乙に対し、甲が本著作物の著作権者であって、本契約を有効に締結する権限を有していることを保証する。

第9条（内容についての保証） （略）

第10条（著作者人格権の尊重） （略）

第11条（発行の責任）

(1) 乙は、本著作物の完全原稿の受領後3カ月以内に本著作物を出版又は電子出版する。但し、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議の上出版又は電子出版の期日を変更することができる。また、乙が本著作物が出版又は電子出版に適さないと乙が判断した場合には、乙は、本契約を解除することができる。

(2) 乙は、出版する場合の価格、造本、製作部数、増刷の時期、広告・宣伝方法及びその他の販売方法、並びに電子出版の場合の価格、広告・宣伝方法、配信方法及び利用条件等を決定し、その費用を負担する。

(3) 乙は、慣行に従い、本著作物を継続して頒布する義務を有する。電子出版のみの頒布又は配信であっても継続して頒布されているものとする。

(次ページに続く)

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

第12条（著作権者等の表示等）（略）

第13条（贈呈部数）

（1）乙は、本出版物の発行にあたり、初版第一刷の際に（省略）部、増刷のつど（省略）部（オンデマンド出版の場合は、データ完成時にサンプルを（省略）部）を甲に贈呈する。

（2）甲が寄贈等のために本出版物を乙から直接購入する場合、乙は、本体価格の（省略）%で提供するものとする。

第14条（契約終了後の頒布等）

乙は、本契約の期間満了による終了後も、著作物利用料の支払を条件として、本出版物の在庫に限り販売することができる。

第15条（権利義務の譲渡禁止）（略）

第16条（不可抗力等の場合の処置）（略）

第17条（契約の解除）（略）

第18条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約の日から満12カ年とする。また、本契約の期間満了の3カ月前までに、甲乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、本契約は、本契約と同一の条件で自動的に継続され、有効期間を12カ年ずつ延長する。

第19条（改訂版・増補版等の発行及び契約の自動更新）

（1）本著作物の改訂版又は増補版等の発行については、甲乙協議の上決定する。

（2）前項に基づく本著作物の改訂版又は増補版等の契約は、甲乙の協議において特に異議が示されない限り、本契約と同一の条件で自動的に発効する。

（3）前項の規定により自動的に発効された契約の有効期間については、改訂版又は増補版等の第一刷発行の日を契約の開始日とみなして、前条の規定を準用する。

（4）乙は、甲から第1項に至らない程度の修正増減の申入れがあった場合には、甲と協議の上通常許容し得る範囲でこれを行う。

第20条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約の締結、履行の過程で知り得た相手方の情報を、第三者に漏洩してはならない。

第21条（個人情報の取扱）（略）

第22条（契約内容の変更）

本契約の内容について、追加、削除その他変更の必要が生じても、甲乙間の文書による合意がない限りは、その効力を生じない。

第23条（契約の尊重）

甲乙双方は、本契約を尊重し、解釈を異にしたとき、又は本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議し、その解決にあたる。

第24条（著作権等の侵害に対する対応）（略）

第25条（特約条項）

本契約書に定める条項以外の特約は、別途特約条項に定める通りとする。

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

（別掲）著作物利用料について

著作物利用料	支払方法及び時期
本出版物について 発行部数1部毎に100円	(省略)
電子出版について 乙への入金額に対しその10%	(省略)

問8

X社の法務部の部員戊は、当該契約書案について、法務部長丙から質問を受けている。ア～エを比較して、X社の法務部の部員戊の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 丙 「X社は、小説『〇〇〇〇』を電子書籍で配信する予定であるが、他社がこの小説を電子書籍で配信することができるようにはならないのか。」
- 戊 「そのような利用については、X社が独占的に利用許諾を得ていますので問題ありません。但し、データが配信先に残るダウンロード型についての許諾はあるのですが、これが残らない閲覧型についての許諾が明記されていないので、その点は修正が必要です。」
- イ 丙 「小説『〇〇〇〇』を電子書籍で配信する場合には、全世界に向けて配信するが、そのことの許諾は得られることになるのか。」
- 戊 「許諾は日本国内に限られていますので、日本国外へ配信を行う場合には、許諾対象地域を全世界と修正する必要があります。但し、日本語でしか小説『〇〇〇〇』を配信するに過ぎないのであれば、許諾対象地域は日本国内だけで問題ありません。」
- ウ 丙 「この小説を宣伝するためにX社のウェブサイト上にこの小説の一部を公開しても問題はないか。」
- 戊 「丁川一郎に対して事前に通知や同意を得ることなく、宣伝目的でX社のウェブサイト上で公開することが可能ですし、これに対して、著作物利用料を支払う必要もありません。」
- エ 丙 「X社が電子書籍で配信する場合、電子書籍の再ダウンロード期間を1年としているが、契約期間が満了した後も配信先に再ダウンロードを認めても問題がないか。」
- 戊 「X社には当該契約書案第11条第3項の規定や、慣行に従って継続頒布義務がありますので、当該規定や義務の履行として契約期間満了後でも再ダウンロードを許諾して問題ありません。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問9

X社の法務部員戊は、当該契約書案において丁川一郎に支払うべき著作物利用料について検討している。ア～エを比較して、X社の法務部の部員戊の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「X社は、出版及び電子出版の場合の費用を負担しますが、丁川一郎に対する著作物利用料の支払において、この費用を控除した金額を基礎とすることはできません。」
- イ 「X社が丁川一郎に出版した書籍を贈呈する場合や丁川一郎が寄贈等するために出版物をX社から直接購入する場合には、一定の範囲までであれば、これに対する著作物利用料は発生しません。」
- ウ 「改訂版、増補版を発行する場合は、X社と丁川一郎とで協議をして、異なる著作物利用料を定めることもできます。」
- エ 「電子媒体に記録したパッケージ出版物として複製し、頒布する場合には、発行部数毎ではなく、X社の入金額に対してその10%の著作物利用料を支払うことになります。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

5 問10～問45に答えなさい。

問10

国内にある日本法人X社は、インドネシア法人である映画製作会社Y社からインドネシアでヒットした映画作品Aの日本国内での配給権を取得した。この配給契約書においては対価が2000万円と規定されている。ア～エを比較して、X社がY社に支払う配給権の対価に係る源泉税の取扱について、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 配給権の対価は、税務上は映画著作物の上映に関する非居住者に対する使用料として取り扱われるため、日本法では20.42%の源泉税が課される。しかし、インドネシアとの租税条約によりこの源泉税は10%に減免されることになる。
- イ 配給契約書において配給権の対価である2000万円が源泉税控除後の先方の手取り金額であると規定されている場合、源泉税として納付しなければならない金額は源泉税率をa%とした場合、以下の算式で求めることができる。

$$\text{源泉税額} = 2000 \text{万円} \times \frac{a}{(100 - a)} \%$$

- ウ 配給契約書において源泉税が不要である旨を記載した場合、当該取引には源泉税が課されなくなるため源泉税の納付は不要となり、2000万円の送金をすることとなる。
- エ 日本が締結している各国との租税条約における減免措置を受けるためには、租税条約に関する届出書を使用料の支払の日の前日までに支払者の所轄税務署長に提出する必要がある。

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問11

アニメーション制作会社であるX社はアニメーション作品Aの製作を検討しており、プロデューサー甲と法務担当者乙が資金調達手法について会話している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「作品Aの配信やビデオ化に協力してくれる出資者と製作委員会を組成しようと考えていますが、出資者が無限責任を負いたくないと主張しています。どうしたらよいですか。」
- 乙 「それなら有限責任事業組合を組成するのがよいと思います。有限責任事業組合への出資者は、原則として出資額の範囲までしか事業上の責任を負いません。」
- イ 甲 「映画ビジネスとは関係のない事業を行っているY社が作品Aに対する投資に興味を持っていますが、資金運用を目的としているのみで映画事業には一切関与しないので、製作委員会の出資者として出資すると金融商品取引法上問題がありますね。」
- 乙 「製作委員会に直接出資するのではなく、X社に匿名組合出資するのであれば、X社について金融商品取引法上の業者登録等は必要ありません。」
- ウ 甲 「有限責任事業組合で映画製作をした場合に、有限責任事業組合から生じた損益が出資者にパススルーされると聞いたのですがどういう意味ですか。」
- 乙 「有限責任事業組合の事業に係る損益は、年に一度各組合員に分配されて、各組合員が税法の規定に基づいて、自らの所得と合算して税務申告することになります。従って、有限責任事業組合自体は法人税の納税主体ではありません。」
- エ 甲 「有限責任事業組合を組成して映画製作を行った場合、貢献度合いに応じて損益分配割合を設定し、各組合員へ損益分配を実施したいと思います。可能ですか。」
- 乙 「有限責任事業組合の損益分配は、出資割合とは異なる比率であっても貢献度合いに応じて決定されており経済的実態を反映しているのですでしたら問題ありません。」



問12

出版社X社は、「1990年代に流行したJポップ曲メドレー」と題した分冊出版を企画しており、各分冊に、各年の流行の説明の冊子、ブロマイド（歌手の肖像写真）及び音楽CD1枚を同梱することを検討している。このうち、1992年のヒット曲Aについて、権利処理の問題が生じているとして、X社の企画担当者甲が法務部の部員乙に相談を行っている。ア～エを比較して、甲と乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「ヒット曲Aの作詞家丙に対して直接コンタクトを取る前に、丙が著作権等管理事業者に信託をしているかを調べたいのですが、どの管理事業者にコンタクトを取ればよいのがわかりません。」
- 乙 「著作権等管理事業者の登録状況は文化庁のホームページから検索することができますので、同ホームページで検索して音楽著作物を取り扱っている事業者をピックアップし、更にその事業者が保有するデータベース等で確認するのが一手法と考えます。」
- イ 甲 「ヒット曲Aの作曲家丁は、現在所在不明になっていますが、丁はその著作権を第三者に譲渡しているという情報が入りました。当該第三者を特定する方法はありますか。」
- 乙 「著作権の譲渡については、文化庁に登録がされていることがありますので、文化庁のデータベースで検索を行ってみてください。また、その詳細は、著作権登録原簿に記載されますので、手数料を支払って著作権登録原簿等登録事項記載書類の交付を請求することにより、誰でも見ることができます。」
- ウ 甲 「ヒット曲Aの歌手戊のブロマイドについて、著作権者が不明であったため、裁定申請を行い、文化庁長官から利用可の裁定を取得しました。現代風にアレンジするために、歌手戊の髪色の陰影を変更して使用したいのですが、問題ありませんか。」
- 乙 「取得した裁定は、あくまで著作物の利用に係るものですから、当該裁定とは別に、歌手戊の肖像権やパブリシティ権を侵害しないように、髪色の陰影を変更することを含めた歌手戊の許諾を取得すべきです。取得した裁定と歌手戊の当該許諾があれば、歌手戊の髪色の陰影を変更して使用することができます。」
- エ 甲 「ヒット曲Aの音源は、予算の都合上、新しく録音することはできないため、当時の原盤（マスター音源）を使用したいです。原盤自体は何とか入手できましたが、現在の原盤権の保有者が不明です。3カ月後にはCDの製造を開始したいのですが、権利処理は間に合うでしょうか。」
- 乙 「レコード製作者の権利についても、著作権者不明等の場合の裁定制度を利用することができますので、裁定の申請を行いましょう。また、裁定申請と同時に担保金を供託すれば、レコード製作者の権利の保有者が原盤の利用を廃絶しようとしていることが明らかな場合を除き、文化庁長官の裁定の決定前であっても、マスター音源の利用が開始できます。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問13

ホームページの制作及び運営を受注しているX社は、クライアントのホームページの権利処理に関して、問題に直面している。ア～ウを比較して、X社の営業担当者甲と法務部の部員乙の会話として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「IT企業のクライアントから、同社のホームページのサウンドとして有名歌手の市販CDに収録された楽曲の音源をストリーミング使用したいという要望がありました。市販CDの音源を利用可能にするためには、レコード製作者に対してどのような権利処理が必要ですか。」
- 乙 「商業用レコードの二次使用に該当しますので、一般社団法人日本レコード協会に二次使用料を支払えば、利用可能となります。」
- イ 甲 「機械商社のクライアントが、第三者が作成したクラウド上の建設機械カタログのデータベースを、クライアントのホームページから誰でも利用できる仕様にして欲しいという要望がありました。利用することに問題はありますか。」
- 乙 「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護されます。しかし、今回の対象となるデータベースはよく用いられる方法で整理されていて創作性を有しないデータベースですので、著作物として保護されず、利用することに問題はありません。」
- ウ 甲 「学校法人のクライアントから、ホームページ内に動画配信枠を作成して、文化祭での吹奏楽部の演奏を、一般視聴者に無料で配信したいということです。使用楽曲は、JASRACの管理楽曲ですが、特に許諾は必要ないという理解でよいですか。」
- 乙 「文化祭での演奏自体は、著作権者の権利の制限規定に該当すれば、JASRACの許諾を得ずに自由に利用できます。しかし、演奏を更に動画配信する場合は、制限規定は適用されないため、JASRACの許諾が必要となります。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問14

企画会社X社は、地域活性イベントのため、イメージキャラクターを地域住民から公募し、応募者甲によるキャラクターAを採用することを検討している。ア～エを比較して、キャラクターAの著作権に関するX社の法務部部員の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 文化庁で著作権登録原簿等登録事項記載書類の交付を受けることで、キャラクターAの著作権者が甲であることを確認できる。
- イ 文化庁で著作権登録原簿等登録事項記載書類の交付を受けることで、キャラクターAの著作権者が甲であることを確認できる。
- ウ わが社が、キャラクターAの著作権者からキャラクターAに係る著作権の譲渡を受ける場合、キャラクターAの著作権の移転があったことを示す譲渡契約書があっても、譲渡の効力を第三者に対抗するためには、当該著作権の移転について文化庁に登録すべきである。
- エ わが社が、キャラクターAの著作権者からキャラクターAに係る著作権の譲渡を受ける場合、キャラクターAの著作権の移転があったことを示す譲渡契約書があれば、わが社は、キャラクターAの著作権者が何ら手続をすることなく単独で、キャラクターAに係る著作権の移転について文化庁に登録することができる。

問15

コンテンツ制作会社X社は、自社制作コミックAの世界販売を検討している。X社の法務部の部員甲は、コミックAの著作権法上の保護について、同僚の乙に質問をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「コミックAの著作権を保護するために何か手続をした方がよいですか。」  
乙 「著作権は著作物が創作されると同時に発生するため、どの国においても特に手続は必要ありません。」
- イ 甲 「コミックAの侵害品が出回った時のために、予め対応しておくことはありますか。」  
乙 「コミックAに関し、文化庁に第一発行年月日の登録をしておくことで、当該年月日以降の侵害品に対して、コミックAの独自性と創作性を証明できます。」
- ウ 甲 「文化庁に第一発行年月日の登録をした場合、わが社が、コミックAの著作権者であることの証明になりますか。」  
乙 「第一発行年月日の登録だけでは、登録にかかる年月日において最初の発行があったことは推定されますが、著作権者であることまで推定されません。米国の著作権法においては、最初の発行から3年以内に著作権登録がなされた著作権の登録証には、その記載事項について法律上の推定が与えられます。従って、米国の著作権登録を検討すべきです。」
- エ 甲 「米国の著作権登録は、わが社の著作権であることを示す証拠として使用できますか。」  
乙 「米国著作権局が発行した著作権登録証に強い事実上の推定力を認めた高裁決定があるので、使用できます。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問16

CM制作会社の制作者甲は、最近読んでいた詩集に、今度制作予定のCMに合いそうな詩を見つけたので、CM制作の際に使いたいと考えた。CMでは、その詩を俳優に朗読させることを検討している。そこで、この詩を使用するために、法務部の部員乙に相談した。ア～ウを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「使用したい詩はもともとフランス語で書かれた詩のようなのですが、私が読んだ詩集には日本語訳も載っているので、日本語訳をCMで使用したいと思っています。」  
乙 「使用したい詩の日本語訳の著作権者から許諾を得られれば使用できます。日本語訳の著作権者を探しましょう。」
- イ 甲 「詩を使用するために、権利処理はどうしたらよいでしょうか。」  
乙 「その詩が著作権の存続期間内のものであるかどうかを確認するためには、詩の著作権者が誰なのかを調べる必要があります。」
- ウ 甲 「使用したい詩の著作権者はどのようにして調べたらよいでしょうか。」  
乙 「使用したい詩が詩集に載っていたのであれば、詩集に©表記、すなわち著作権表記がされていると思います。©表記を手がかりに、著作権者を探すことができる可能性があります。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問17

X社は、飲食店や小売店などの名称、所在地、営業内容などを示すデータベースAを構築しようと考えている。このデータベースAをY社に提供し、Y社がグルメ情報サイトや観光情報サイトなどを運営することを想定している。X社の企画部部員甲と、法務部部員乙が、このデータベースAの著作権に関する会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「データベースAは、飲食店や小売店などを、名称、所在地、営業内容などで分類して検索できるように作成します。また、新規開店や閉店、第三者によるクチコミや人気ランキングや、テレビで紹介されたなどの情報も随時追加し、それらによってもお店を検索できるようにする予定です。そのデータ収集の範囲については日本全国として地域は限定せず、網羅的に収集することを目標とします。データベースAを、わが社の財産として保護するにはどのような手段がありますか。」
- 乙 「データベースは、単なる事実である事項を、広く網羅的に収集したものであっても、検索する利便のために体系的に構築、整理分類されたものであり、その整理分類により、創作性を有するに至れば、著作物性が認められます。データベースAは著作権法上の著作物に該当し、著作権法での保護を検討するとよいでしょう。」
- イ 甲 「データベースAは、当初は1万件程度の店舗の情報を集め、体系的な分類を行い、検索が容易となるインターフェース等を備えてから、Y社に提供されることになっていきます。著作権法で保護されるには、どの程度のデータ件数が必要でしょうか。」
- 乙 「著作権法では保護に必要な具体的なデータ件数が定められているわけではありません。」
- ウ 甲 「データベースAを利用して、Y社がグルメ情報サイトや観光情報サイトを運営することを想定しています。それらの情報サイトに掲載された記事をY社以外の第三者が許可なく複製し公開した場合、わが社が著作権を主張して、第三者に対し、著作権侵害による損害賠償を求めることができますか。」
- 乙 「データベースAが著作物であり、わが社に著作権が生じる場合でも、データベースAの情報を利用した情報サイト全体について、直ちにわが社の著作権が生じるとは断言できません。データベースAの情報をもとにY社が独自に記述した記事については、わが社の著作権は及ばず、その場合は著作権侵害による損害賠償の請求もできないものと考えます。」
- エ 甲 「データベースAには、インターネットで公開されている画像から、店舗の名称や所在地などが一致する画像を自動的に検索し、データベースAに追加する機能を備えたいと考えていますが、著作権法上の問題は生じるでしょうか。」
- 乙 「屋外で建物を撮影した写真については、著作権法で著作物性が否定されていますから、インターネットで公開された屋外の画像を、プログラムにより自動で収集して、これをデータベースAに追加し利用することは著作権法上の問題は生じません。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問18

大学生甲は、法学部で著作権を学ぶ大学生乙に、著作権に関する質問をした。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「私たちのサークルで、仮装パーティーを主催しようと思っている。開催日程や参加者の募集方法、仮装のルールや雰囲気は、他のサークルが昨年開催したパーティーと全く同一にしようと考えているのだけど、著作権法上の問題はあるだろうか。」
- 乙 「開催日程や参加者の募集方法、仮装のルールや雰囲気は、単なる事実や取り決めであって、著作権法に定める著作物ではないと考えられる。但し、それらを告知する参加者募集のポスターの絵柄や文章など、具体的な表現がなされたものについては、著作物性があり、著作権が生じている可能性があるよ。」
- イ 甲 「私は、有名なアニメキャラクターの姿形と似た衣装を作り、それを着てパーティーに出ようと考えているのだけど、著作権法上の問題はあるだろうか。」
- 乙 「衣装の形状とは、おのずと、衣服として必要不可欠な形を備えた形状になるのだから、創作性が発生する余地はなく、衣装が著作物である可能性はない。このことから、その衣装がアニメキャラクターの姿形と同一だったとしても、著作権法上の問題は生じないよ。」
- ウ 甲 「飾り付けはカボチャだけでは面白くないので、他の野菜や果物を用意して、それに顔を描いたり、目鼻をくり抜いたりするつもりだ。このアイデアは、そのような野菜の飾り付けを作り、写真を公開していた誰かのブログを読んで思いついたのだけど、著作権法上の問題が生じるかな。」
- 乙 「カボチャ以外の野菜や果物に顔を描くというアイデアそのものは、著作権法の保護の対象ではないから、ブログに公開されていた写真とそっくりな写真を撮って、パーティーの宣伝チラシを作って配布しても、著作権法上の問題は生じないよ。」
- エ 甲 「仮装パーティーのタイトルも、他のサークルが昨年開催したパーティーと同一にしようと考えているが、著作権法上の問題はあるだろうか。」
- 乙 「会合やイベントの名称やタイトルは、その会合やイベントの内容や趣旨を端的に示すものなので創作性が乏しく、どんなに文字数が多くても著作物として認められることはあり得ない。今年の仮装パーティーのタイトルが昨年のパーティーと同じであっても、著作権法上の問題は生じないよ。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問19

歌手甲と、マネージャー乙が、新しく発売する音楽CDアルバムに関して会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「今度、新しく発売するCDアルバムは、ファンにぜひ購入してもらいたい。レンタルCDとして貸し出されないようにすることができるのかな。」
- 乙 「実際に歌っている甲は著作権法上の実演家にあたる。甲には貸与権があるから、甲がCDをレンタルさせたくない并希望したら、CDがレンタルされることをいつでも拒否することができるよ。但し、レコード製作者であるレコード会社A社も甲と同様に貸与権に基づきCDレンタルを拒否することが必要だね。」
- イ 甲 「CDアルバムの発売後に、地方のFMラジオに出演が決まっている。CDアルバムから新曲も放送するし、またその曲についてのトークも予定されている。その地方でしか聞けないから、このラジオ番組を丸ごと録音したCDを作って、ファンクラブのメンバーに無償でプレゼントしたいな。」
- 乙 「ラジオの放送には、放送事業者の権利が及ぶから、放送された番組を複製して、配布するには放送事業者であるFMラジオ局の許諾が必要だね。番組中で流れた新曲については、一度放送されているので、放送事業者の許諾だけで複製が可能だよ。」
- ウ 甲 「私のCDアルバムがレンタルされたり放送で使用されたりした場合、当該レンタルや放送にかかる実演家への対価はどのように支払われるのかな。」
- 乙 「甲のような実演家が有する対価請求権は、文化庁長官が指定した指定団体が行使し、当該団体を経由してのみ受け取ることができるんだ。実演家についての指定団体は、JASRACが代表的な指定団体だよ。」
- エ 甲 「最近、丙という人物が、動画投稿サイトで私のモノマネと称して、私とそっくりの歌い方で、私の曲を歌って、アップロードしている。著作権法上の問題は生じないのかな。」
- 乙 「その動画投稿サイトは楽曲の著作権については、著作権管理団体との間で、適切な処理がされている。実演家は録音権と録画権を有しているが、丙が甲の歌い方をそっくりにマネした丙の実演を録音や録画していても、丙が甲の録音権と録画権を侵害しているとはいえないね。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問20

X社の技術者甲は、新しい音声認識再生技術の開発のための素材として音楽を利用することを考えている。ア～エを比較して、法務部部員乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「現在開発している音声認識再生技術のための素材として音楽を利用する場合、公表未公表を問わず著作権者の許諾を得ずに利用することができますか。」

乙の発言1 「著作物の表現を享受しない利用の場合に著作権の権利制限を行うという趣旨からは、技術の開発や検証のためであれば、著作物の公表未公表を問わず、著作権者の許諾を得ることなく利用することができる場合があります。」

甲 「著作権者の許諾を得ることなく音楽を利用することができるのは、録音に係る技術の開発や検証の場合だけでしょうか。」

乙の発言2 「録音に係る技術だけが対象ではなく、広く著作物の利用に係る技術であれば、著作権者の許諾なく著作物を利用できる場合の対象となります。」

甲 「具体的にどのような技術の開発が対象になるのでしょうか。」

乙の発言3 「技術開発のための著作物の利用において、当該『利用』とは、著作権の支分権に該当する行為のみを意味するのではなく、具体的な技術としては、記録等、録音、録画以外の複製技術、送信技術、再生技術、翻訳技術等が考えられますが、これらに限られません。」

甲 「著作権者の許諾なく技術開発のための素材として音楽を利用する場合、対象となる著作権に何か制限はありますか。」

乙の発言4 「すべての支分権該当行為が対象となるため、必要と認められる限度に留まる限りは、特に制限はありません。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4



【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問21

X社の知的財産部員甲と法務部の部員乙は、著作権法上の「引用」について会話をしている。ア～ウを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「著作権者の許諾を得ずに、著作物を引用する場合、引用が公正な慣行に合致し、かつ、報道・批評・研究等の引用目的上正当な範囲であること、を満たせばよいでしょうか。」
- 乙 「その他に、著作権法上、引用される著作物が公表された著作物であることと、引用する側も著作物であることが必要であると規定されています。」
- イ 甲 「引用する場合には、利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、出所を明示する必要があると思いますが、これを怠ると著作権侵害になるのでしょうか。」
- 乙 「どんな利用態様においても引用される著作物の出所を明示する必要がありますので、これを怠ると著作権侵害になります。」
- ウ 甲 「著作物を要約して引用することはできますか。」
- 乙 「著作物を要約して引用した場合、要約の内容が忠実でなければ同一性保持権の侵害となる可能性があります。」

問22

X社は、自社が著作権を有するプログラムの著作物について、Y社に対してその利用を許諾するため、Y社とライセンス契約を締結した。ア～エを比較して、当該ライセンス契約に存在する条項として、問題となる可能性が高いと考えられるものはどれか。

- ア Y社が当該プログラムの著作物を利用して独自のソフトウェアを制作し、販売する場合、そのソフトウェアの輸出を禁止すること。
- イ Y社が当該プログラムの著作物を利用できる期間を、ライセンス契約を締結した日から3年間に限定すること。
- ウ Y社が当該プログラムの著作物を利用して独自のソフトウェアを制作し、販売する場合、その販売価格をX社が指定する一定の価格以上とすること。
- エ Y社が当該プログラムの著作物の利用について第三者に再許諾する場合、再許諾先をX社が指定する一定の者に限定すること。

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問23

来年創業50周年を迎える玩具会社X社は、創業50周年を記念して新たなキャラクター開発を行うことを企画している。また、そのキャラクターは広く一般公募すること、開発されたキャラクターはキャラクターの認知度を高めるためにインターネットをはじめとする各種メディアで流通させ、あわせてグッズ販売、アニメ化、映画化などのメディアミックスを行うことを検討している。ア～ウを比較して、X社の法務部部員の甲と乙の会話として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「キャラクターデザインは広く一般公募する方針ですが、第三者の著作権等を侵害するようなキャラクターデザインを採用してしまうこともあるのではないのでしょうか。」
- 乙 「その場合に備えて、応募要項等において、第三者の著作権等の権利を侵害していないことと、実際に権利侵害が発生した場合は応募者自らの責任で対応すべきことを応募条件として明記しておけば問題ありません。」
- イ 甲 「グッズ販売、アニメ化、映画化などのメディアミックスを行うにあたり、その他に何か事前に対応しておくべきことはありますか。」
- 乙 「キャラクターの利用態様によっては、著作権による保護が難しくなる場合があるため、そのような場合に備えて他の知的財産権による保護を検討し、保護が可能な場合は出願をしておくべきです。」
- ウ 甲 「キャラクターの認知度を上げるために、開発当初からインターネット上でキャラクターを公開し、一般に、一定の範囲で利用を許諾していくことを考えていますが、許諾の範囲を超えて利用されたり、許諾関係にない第三者が、キャラクターのイメージとそぐわない利用やイメージを毀損するような利用をしないか心配です。」
- 乙 「応募者から著作権の譲渡を受ける際に、文化庁の著作権譲渡の登録をしておけば、許諾契約をしていない第三者に対してわが社が著作権者であることを主張でき、当該第三者のそのような利用を防止することができるため、著作権の譲渡登録をしておくべきです。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問24

X社はアニメーション映画を製作する会社である。甲はX社の従業員で、映画製作を統括するプロデューサーである。X社は、漫画家乙が発表した漫画Aを原作とするアニメーション映画Bを製作することとなった。ア～エを比較して、アニメーション映画Bの紛争予防を考えるにあたっての法務担当者丙の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、有する著作権の許諾は乙自身が行っている。

- ア 漫画Aを映画化することについてわが社が独占したい場合は、乙との契約が映画化権の譲渡であるか、映画化することの許諾であるかを明確にする必要がある。また、映画化することの許諾の場合においては、わが社以外に映画化することを許諾しない旨の条項を入れる必要がある。
- イ 漫画Aを映画化するには、上映時間等の都合により、ストーリーの一部改変を行うことが多いが、映画化することの許諾には、当然にこのような改変についての許諾が含まれているとはいえない。よって、乙からは映画化することについての許諾の他、著作者人格権を行使しないことを約束してもらうことが望ましい。
- ウ わが社が映画Bの著作者となる、いわゆる職務著作が成立するのは、映画Bを製作した者とわが社とが雇用関係にある場合に限られるため、著作権法上の職務著作の規定によってわが社だけを映画Bの著作者とするためには、映画Bを製作する全員についてわが社と雇用契約を締結しなければならない。
- エ わが社が外部から招聘したフリーランスの監督が映画Bの監督を務めるとした場合、映画Bの著作権の帰属を明確にするためには、監督が映画製作に参加することを約束する契約書を作成することが望ましい。

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問25

X社の社内作曲家甲は、インターネット上の音楽ファイルの違法アップロード及びダウンロード問題について、X社の法務部部員乙に相談した。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「最近自分が作曲した楽曲が、わが社が許諾したとは思えない日本のウェブサイトにアップロードされているのを見つけました。会社として何か対応できないでしょうか。」
- 乙 「わが社の許諾なく楽曲をインターネット上にアップロードしているのであれば、楽曲をアップロードした者に対して、複製権侵害、公衆送信権侵害を理由に、損害賠償を請求することができます。」
- イ 甲 「楽曲がアップロードされているウェブサイトのプロバイダに対して何か対応できないでしょうか。」
- 乙 「当該ウェブサイトのプロバイダに対して削除要請をすることができます。」
- ウ 甲 「著作権を侵害してアップロードされた楽曲であることを知って、楽曲をダウンロードした場合、ダウンロードした人に対して刑事責任を追及することができる場合はあるのでしょうか。」
- 乙 「有償著作物等、すなわち、録音され、又は録画された著作物又は実演等であって、有償で公衆に提供され、又は提示されたものが、著作権又は著作隣接権を侵害してアップロードされたことを知って、それをダウンロードした場合には、刑事責任を追及することができます。」
- エ 甲 「楽曲がアップロードされているウェブサイトは、海外の会社が管理運営しているウェブサイトのようなようです。もしかすると、アップロードした人は日本国外からアップロードしているかもしれません。その場合、著作権を侵害してアップロードされた楽曲かどうか、ダウンロードする人にはわからないのではないのでしょうか。」
- 乙 「確かに、アップロードされたのがどこの国であるかと、その国の著作権法を確認しないと、著作権を侵害しているかどうかわかりません。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問26

次の文章は職務著作に関する判決（最高裁平成15年4月11日判決）の一部である。ア～エを比較して、空欄〔1〕～〔4〕に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

・・・著作権法第15条第1項は、法人等において、その業務に従事する者が〔1〕下における職務の遂行として法人等の〔2〕に基づいて著作物を作成し、これが法人等の名義で公表されるという実態があることにかんがみて、同項所定の著作物の〔3〕を法人等とする旨を規定したものである。同項の規定により法人等が〔3〕とされるためには、著作物を作成した者が「法人等の業務に従事する者」であることを要する。そして、法人等と〔4〕関係にある者がこれに当たることは明らかであるが、〔4〕関係の存否が争われた場合には、同項の「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の〔1〕下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、〔1〕の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきものと解するのが相当である。・・・

- |   |            |          |            |            |
|---|------------|----------|------------|------------|
| ア | 〔1〕 = 雇用関係 | 〔2〕 = 資金 | 〔3〕 = 著作者  | 〔4〕 = 指揮監督 |
| イ | 〔1〕 = 指揮監督 | 〔2〕 = 発意 | 〔3〕 = 著作者  | 〔4〕 = 雇用   |
| ウ | 〔1〕 = 雇用関係 | 〔2〕 = 発意 | 〔3〕 = 著作権者 | 〔4〕 = 指揮監督 |
| エ | 〔1〕 = 指揮監督 | 〔2〕 = 資金 | 〔3〕 = 著作権者 | 〔4〕 = 雇用   |

問27

広告代理店に勤務する甲は、あるスポンサー会社Xの広告のために、世界的に有名なY社の香水の瓶の写真Aを広告用のポスターに使用することを検討中である。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 使用する写真Aに、メーカーであるY社が有する登録商標が写っている場合、写真の使用態様によっては、商標権侵害が成立する。
- イ 写真Aに写っている香水の瓶の形態がY社の商品として極めて著名である場合、写真の使用態様によっては、当該瓶のパブリシティ権の侵害となる。
- ウ 写真Aに写っている香水の瓶の形態がY社の商品として極めて著名である場合、写真の使用態様によっては、不正競争行為に該当する。
- エ 使用する写真Aが、第三者の撮影した写真である場合、写真Aを使用するためには、当該第三者の許諾を得なければならない。

問28

図1は、政府模倣品・海賊版対策総合窓口が2015年に受け付けた相談案件のうち、模倣品の製造国が判明している52件について、その国別の割合（日本国を含む）を円グラフで示したものである。これについて、X社の法務部員である甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。（出典：「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」、2016年7月、政府模倣品・海賊版対策総合窓口）

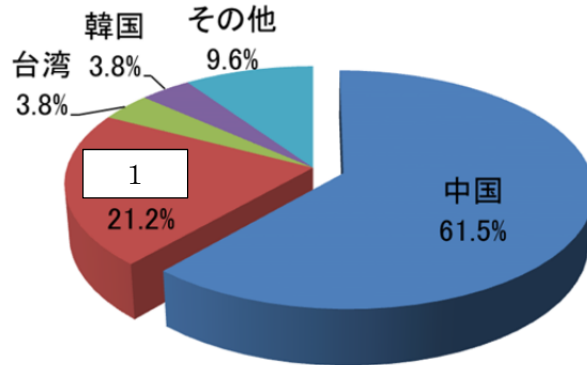


図1 模倣品の製造国が判明している相談案件の割合  
(2015年 計52件)

- ア 甲 「図1の□1に入る国はどこですか。」  
乙 「2015年度、2016年度と2年連続で7%以上ものGDP成長率を記録したインドです。」
- イ 甲 「やはり中国の案件が突出していますが、日本企業は、中国における模倣品・海賊版の権利侵害に対して、中国でどのような救済手続を利用することができますか。」  
乙 「行政、刑事、民事いずれかの救済手続を利用することができます。但し、民事訴訟に関しては、侵害者が当局から行政罰又は刑事罰を科された後でなければ、提起することができません。」
- ウ 甲 「中国において行政罰に関しては、具体的にどのような行政処分が下されるのですか。」  
乙 「違法物品や違法所得の没収、違法行為の停止、過料、営業許可証の取消しなどの処分が下されます。但し、営業許可証の取消しはその適用が限定されるため、実態としてほとんど行われていません。」
- エ 甲 「中国における知的財産権の侵害に対する処罰に関し、何らかの刑事訴追基準は存在しますか。」  
乙 「刑事訴追基準は特に存在しません。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問29

X社の総務部員甲は、過去に東京税関へ知的財産侵害物品の輸入差止めを申し立てた際の手続き書類を整理していたところ、東京税関長からX社の代表者宛てに送達された次の「輸入差止申立て・更新受理通知書」を発見した。この書面を見ながら、X社の総務部員甲と法務部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

税関様式C第5856号

輸入差止申立て・更新受理通知書

平成26年 5月26日

受理通知 第1000-××××号

(申立て・更新受理通知書番号)

X社

代表取締役 ●● ●● 殿

東京税関長 ■■ ■■ 印

関税法第69条の13第1項の規定に基づく平成 26年5月20日付の輸入差止申立て・更新（整理No. 更-1000-※※※※）について、下記のとおり受理するので、同条第3項の規定により通知します。

~~なお、「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No.」により管理されます。~~

記

1. 輸入差止申立てが効力を有する期間

平成 26年 6月 19日 から 平成 28年 6月 18日 まで

2. 注意事項

- (1) 輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに輸入差止申立ての内容変更を行ってください。
- (2) 輸入差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあつては申立てに係る ）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第123条、実用新案法第37条、意匠法第48条及び商標法第46条）、訂正審判（特許法第126条）若しくは （商標法第50条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡してください。
- (3) 輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記（2）の審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに  に連絡するとともに、輸入差止申立ての  を行ってください。

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

- ア 甲 「この通知書によると、わが社は、当時、通知書に係る知的財産侵害物品の輸入差止めを新たに東京税関に申し立てたということですか。」  
乙 「はい。当時、新たに輸入差止めを申し立てたところ、それが東京税関に受理されたので、わが社にこの通知書が送達されました。」
- イ 甲 「輸入差止申立てが効力を有する期間は、2年以内に限られるのですか。」  
乙 「いいえ。この通知書が送達された当時は2年以内に限られていましたが、平成27（2015）年の関税法施行令の改正により2年延長され、同年4月1日以降は4年以内に限られることになりました。」
- ウ 甲 「この通知書の□1と□2に入る語句は何ですか。」  
乙 「□1は『請求項』で、□2は『登録異議の申立て』です。」
- エ 甲 「この通知書の□3と□4に入る語句は何ですか。」  
乙 「□3は『特許庁長官』で、□4は『取下げ』です。」



【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問30

著名な作家である甲は、個人のブログで、日々の出来事に対する考えや感想を書いて公表していたところ、出版社Y社が、そのブログの内容を無断で複製した上、書籍として出版した。ア～ウを比較して、甲のY社に対する法的手段に関する記述として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲がY社に対して当該書籍の出版の差止請求をする場合、Y社に故意又は過失があることを立証する必要がある。
- イ Y社による当該書籍の発売日が2016年1月10日であり、甲が当該書籍の出版を知ったのは同年1月20日である場合、甲は、Y社に対する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の提起は2018年1月20日までに行う必要がある。
- ウ Y社による当該書籍の発売日から5年が経過した場合であっても、甲はY社に対して、当該書籍の出版によりY社が得た額の返還を求めることができる場合がある。

問31

X社は、芸能プロダクションY社から発注を受けて、所属アーティストやタレントのグッズの制作及び販売を行っている。X社が、金融機関であるZ社から事業資金の借入れを受けるため、Y社に対する売掛債権に質権を設定することについて、X社の法務部部員である甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「Y社に対する売掛債権に質権を設定するために、質権者となるZ社に交付すべきものはありますか。」  
乙 「売掛債権については、その成立の根拠となる契約書等をZ社に交付する必要はありません。」
- イ 甲 「質権の設定について、債権譲渡登記ファイルに登録をすることはできますか。」  
乙 「質権の設定についても債権譲渡登記ファイルへの登記は可能です。登記をすることにより、Y社及び第三者に対する対抗要件を備えることができます。」
- ウ 甲 「質権を設定した場合、X社はY社に対する売掛債権についてどのような義務を負いますか。」  
乙 「X社は、売掛債権の担保価値を維持すべき義務を負いますので、放棄や免除等、売掛債権を消滅させる行為を行うことができません。」
- エ 甲 「Z社からの借入金について弁済期が到来した場合、Z社はどのように質権を実行することができますか。」  
乙 「Y社に対する売掛債権の弁済期も到来していれば、Z社はY社に対して貸金債権に対応する部分に限り、直接売掛債権を取り立てることができます。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問32

ソフトウェア会社であるX社は、顧客であるY社がライセンス料の支払を一方的に停止したことから、自社の顧問弁護士である甲に委任して、Y社に対してライセンス料の支払を求める訴訟を提起した。ア～エを比較して、X社と甲との関係に関する記述として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社は、特に必要がある場合のみ、訴訟の進行状況について甲に報告を求めることができる。
- イ 甲は、訴訟の期日に出廷するための交通費を支出した場合、当該交通費と支出した日以降の利息の支払を、X社に請求することができる。
- ウ X社は、訴訟の方針を巡って甲と意見が合わなくなったため、甲との委任契約を解除し、他の弁護士に委任することを考えている。この場合、X社は、常に甲に対して損害賠償をする必要がある。
- エ 訴訟が終結する前に甲が死亡した場合、甲の法定相続人であり、甲が経営する法律事務所で働いている弁護士乙は、X社から受任していなかったとしても、当然に甲の訴訟代理人としての地位を引き継ぐことになる。

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問33

X社、Y社及びZ社は、映画「A」の共同製作事業について組合契約を締結した。ア～エを比較して、当該組合契約に関する記述として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア X社は、当該共同製作事業に対して、金銭ではなく労務の提供による出資を行うこともできる。
- イ 当該組合契約中に、当該共同製作事業に関して業務執行組合員をX社とする旨の規定がある場合、X社はその業務執行組合員の地位を自由に辞任することはできない。
- ウ Z社がX社の契約違反を理由として当該組合の解散を請求した場合でも、Z社の出資が当該組合契約の締結時点に遡って無効になることはない。
- エ 当該組合契約の存続期間を5年間とする定めがあっても、Y社はいつでも脱退することができる。

問34

ア～エを比較して、訴訟等の終了に関する記述として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 原告が訴えの取下げを行うと訴訟は遡って消滅するが、被告にとって紛争解決が保証されるわけではないため、被告の防御活動がまったく無駄になるおそれがある。このため被告が答弁書を提出するなど、防御活動を開始した後は、訴えの取下げについて被告の同意を必要とする。
- イ 債権者として仮処分を申し立てた場合、債務者が主張書面を提出し、又は審尋に対応したりした後は、債務者の防御活動が無駄になることを避けるために、仮処分の申立ての取下げは、債務者の同意を必要とする。
- ウ 原告が請求の放棄を行うことは、訴訟によって解決すべき紛争は解決されたことと同様であり、被告の防御活動が無駄になることはない。よって、原告はいつでも請求の放棄を行うことが可能であり、被告の同意は要しない。
- エ 訴訟上の和解とは、当事者双方が互いの主張を譲り合って訴訟を終わらせる旨の、期日における合意をいう。裁判所が合意を確認し、調書に記載することによって和解が成立するのであり、裁判所の外で当事者間での合意が成立していたとしても、訴訟上の和解が成立したことにはならない。

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問35

イラストレーター甲は、最近、甲の作品に酷似したイラストが出回っていることを知り、裁判を起こしたいと考え、弁護士乙に相談した。ア～ウを比較して、乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「民事裁判を起こすには、どのようにするのですか。」  
乙 「民事裁判を起こす、つまり訴えを提起するには、原告が裁判所に訴状という書面を提出しなければなりません。原告は訴状に、どんな判決を求めるのかということと、それを裏付ける事実を書きます。どんな判決を求めるかとは、請求の趣旨といいまして、例えば権利を侵害する行為を止めてほしいとか、損害賠償として100万円支払ってほしい、などということを書きます。」
- イ 甲 「裁判にかかる費用は全て私が負担しなければならないのでしょうか。」  
乙 「訴訟費用といわれる必要経費については、民事訴訟法でも規定があって、基本的には裁判に負けた者が負担することになっています。また、訴状などの申立書には、収入印紙を貼って手数料を支払います。弁護士費用はこの訴訟費用に含まれます。」
- ウ 甲 「もし裁判に負けた場合は、どうすればよいのでしょうか。」  
乙 「日本の裁判所は、基本的に三審制をとっています。第一審で地方裁判所の判決を受けた場合、高等裁判所に対して控訴することができます。第二審の高等裁判所の判決にまだ不服があれば、一定の場合に、最高裁判所に上告・上告受理の申立てをすることができます。」

問36

映像製作会社X社は、映像製作会社Y社に対して貸金債権1000万円を有している。しかし、Y社は最初のうちは約定通り返済したものの、ここ2カ月は支払がない。更に連絡自体がとりにくくなっている一方、他所にも複数未払いがあるとの情報も入ってきた。また、以前Y社によって製作されたアニメーション作品「A」の続編について、X社が製作するという話がY社との間で持ち上がっていたが、まだ契約を締結する段階には至っておらず、「A」に関する設定資料等もY社が保有しているままである。この状況にどう対処すべきか、X社の法務担当者甲と乙がとり得る保全処分について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「まず、Y社の不動産を差し押さえることはできないでしょうか。」
- 乙 「不動産を仮差押えすることは考えられますが、抵当権がついていればそれが優先されてしまいます。」
- 甲 「Y社が持っている債権、例えば銀行預金はどうですか。」
- 乙の発言1 「そうですね。取引支店名までわかれば仮差押えできる可能性がありますね。過去の入金口座を調べておきましょう。」
- 甲 「問題は、『A』の著作権です。どこかに売り飛ばされてしまうと、続編の製作が困難になります。『A』に関する商標権も確認しておかなければなりませんね。」
- 乙の発言2 「確かに問題ですね。売り飛ばされてしまうのはもちろん困りますが、他社に許諾を出されてしまうのも困るので、譲渡や担保権の設定はもちろんのこと、使用許諾も含めた処分禁止の仮処分としなければなりませんね。」
- 甲 「あとは設定資料ですね。それなりの値段はつくからマーケットに流されてしまうと困りますね。」
- 乙の発言3 「『A』に関する設定資料は動産だから、保管場所などを特定して仮差押えすればいいですね。仮差押えしておけば、後で必ず入手できますから、他に流れる心配はありません。」
- 甲 「でも債務名義を得なければ、これらの手続はどれも『仮』のままですね。債権の内容ははっきりしていますし、支払督促を申し立てて早期に債務名義を得るようにしましょう。」
- 乙の発言4 「異議申立てをしてこなければいいですね。異議申立てがなされると通常の訴訟に移行してしまいますので。」
- ア 発言1
- イ 発言2
- ウ 発言3
- エ 発言4

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問37

ア～ウを比較して、民事訴訟における訴えの利益に関する記述として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 給付判決が確定したが、敗訴した被告が給付を履行しようとはせず何の応答もしないまま、判決確定から10年を経ようとしている場合であっても、一度判決が確定している以上、訴えの利益は認められず、同じ請求の訴訟を提起することはできない。
- イ 一定額の金銭支払約束を内容とし、債務者が直ちに強制執行に服する旨の文言が記載されている適法に作成された公正証書が存在する場合は、債務不履行があったときは公正証書に基づき強制執行を行うことができるから、訴えの利益はなく、同内容の金銭支払を内容とする訴訟提起はできない。
- ウ 民事訴訟は現在の権利又は法律関係の存否を問うものである。売買契約の無効確認の訴えは過去の法律関係の確認であるから、即時確定の利益があるとはいえず、売買契約の無効の結果生ずべき現在の権利又は法律関係について、直接に確認の訴えを提起するべきである。

問38

ア～エを比較して、著作権等管理事業法に関する記述として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 人格なき社団や個人事業主であっても、文化庁長官に所定の登録申請書を提出すれば、この法律に基づく著作権管理事業に参入することができる。
- イ 管理事業者が使用料規程の変更を届け出て、これを文化庁長官が受理した場合、当該管理事業者は、その受理された日の翌日から変更後の使用料規程に基づいて利用者から使用料を徴収することができる。
- ウ 管理事業者は、利用者が著作者の著作者人格権を侵害する方法により利用を行おうとする場合や、著作者の名誉又は声望を害する方法により利用を行おうとする場合等には、取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒むことができる。
- エ 管理事業者が管理委託契約約款の文化庁長官に対する届出義務や委託者に対する内容説明義務を怠ったときは、二十万円以下の罰金に処せられる。

問39

次の文章は、発信者情報開示請求に関する判決（最高裁平成22年4月8日判決）の一部である。ア～エを比較して、空欄□1～□3に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

・・・法2条は、「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいい（3号）、「特定電気通信設備」とは、特定電気通信の用に供される電気通信設備をいい（2号）、「特定電気通信」とは、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信をいう（1号）旨規定する。上記の各規定の文理に照らすならば、最終的に不特定の者によって受信されることを目的とする情報の流過程の一部を構成する電気通信を電気通信設備を用いて媒介する者は、同条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に□1と解するのが自然である。

また、法4条の趣旨は、特定電気通信（法2条1号）による情報の流通には、これにより他人の権利の侵害が容易に行われ、その高度の伝ば性ゆえに被害が際限なく拡大し、匿名で情報の発信がされた場合には加害者の特定すらできず被害回復も困難になるという、他の情報流通手段とは異なる特徴があることを踏まえ、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害を受けた者が、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、□2に配慮した厳格な要件の下で、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示を請求することができるものとすることにより、加害者の特定を可能にして□3を図ることにあると解される。

- |   |            |            |                |
|---|------------|------------|----------------|
| ア | □1 = 含まれる  | □2 = 通信の秘密 | □3 = 被害者の権利の救済 |
| イ | □1 = 含まれる  | □2 = 公共の福祉 | □3 = 権利侵害の予防   |
| ウ | □1 = 含まれない | □2 = 通信の秘密 | □3 = 権利侵害の予防   |
| エ | □1 = 含まれない | □2 = 公共の福祉 | □3 = 被害者の権利の救済 |

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問40

X社は、インターネット・オークションサイトPを開設することを検討している、そこで、X社の法務担当者甲は、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（平成28年6月経済産業省）を参照しながら、オークションサイトPを運営する際の法的問題を確認している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア インターネット・オークションにおける売買契約はいかなる場合でも、入札期間の終了時点で出品者の提示していた落札条件を満たす落札者との間で成立する。
- イ 美術作品の所有者が出品する際に、その美術作品を撮影してサムネイル画像を作成し、そのサムネイル画像が当該美術作品の特徴的部分を直接感得することができないような場合であれば、当該サムネイル画像をオークションサイトPにアップロードすることは、著作権法上、複製権侵害や公衆送信権侵害にはあたらないと考えられる。
- ウ 出品者が、出品物の販売会社であるY社のホームページにリンクを張る場合、リンクを張ること自体は著作権法上、複製権侵害や公衆送信権侵害にはあたらないと考えられる。
- エ 出品者が「ノークレーム・ノーリターンでお願いします」と表記していても、出品物の一部に瑕疵がある場合に、出品者が瑕疵担保責任を負うことがある。

問41

コンサート等の企画会社X社は、ピアニストによる演奏会を世界各国で開催することを計画している。ア～ウを比較して、ピアニストの演奏に関するX社の法務担当者甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア ピアニストによる演奏が、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（「WIPO実演・レコード条約」）の締約国の国民であるレコード製作者によって固定される場合、ピアニストによる演奏は、日本において著作権法による保護を受けることができる。
- イ ピアニストによる演奏が、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（「実演家等保護条約」）の締約国で行われる場合、ピアニストによる演奏は、日本の著作権法による保護を受けることができる。
- ウ TRIPS協定の加盟国で行われる演奏会であれば、演奏会が行われる各国においてピアニストは実演家人格権による保護を受けることができる。



【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問42

X社の法務部部員の甲が、米国著作権法について発言をしている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「米国では、州毎に法律が定められており、著作権についても、州毎に異なる著作権法を有しています。米国全体で統一された著作権法が存在するわけではないので、必ず、州毎に著作権法の有無及び解釈を検討する必要があります。」
- イ 「米国では、著作権の存続期間については法改正が繰り返されていますが、現在の存続期間は、原則として著作家が死亡してから50年間です。」
- ウ 「米国著作権法で保護されるのは米国で創作された著作物ですので、日本で創作された著作物は、米国人が創作したものであっても、米国著作権法による保護を受けることはできません。」
- エ 「米国著作権法では、フェアユースという概念があり、フェアユースに該当すれば著作権侵害とはなりません。著作物に対するリバースエンジニアリングも、フェアユースとして認められる余地があります。」

問43

X社の法務部部員の甲が、米国における著作権登録の効果について発言をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「日本では、著作権登録をしなくても著作権は有効に発生しますが、米国では日本と異なり、登録が著作物の効力発生要件となっています。従って、米国では、著作権登録をしない限り、著作物として保護を受けられません。」
- イ 「米国で創作された著作物については、著作権の登録が訴訟要件となっています。つまり、登録をしない限り、原則として著作権侵害の訴訟を提起することはできません。」
- ウ 「米国で著作権の登録をしておけば、著作権が侵害され、著作権侵害の訴訟を提起した場合において、実際に生じた損害を立証しなくとも、法定の損害賠償額を相手方に請求することが可能となります。」
- エ 「著作権の侵害前に米国で著作権の登録をしておけば、著作権侵害の訴訟の遂行に要した一定の弁護士費用についても、相手方に請求することが可能となります。」

【第27回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問44

日本の出版社X社は、書籍Aを中国で発行することを検討している。ア～エを比較して、X社の法務担当者の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 中国では二次的著作物にあたる概念が存在しないため、現地で翻訳等のローカライズを行う場合に、著作物の帰属について明確に定めておく必要はない。
- イ 中国で書籍Aの著作権が侵害された場合には、民事訴訟、刑事訴訟に加え、行政機関による救済を求めることができる。もっとも、侵害行為の態様によっては民事責任の追及のみが可能な場合もある。
- ウ 中国でも著作権については何ら登録を経ずに権利が発生する無方式主義がとられている。
- エ 出版社の設立や個々の出版に関し規定する出版管理条例には、出版する書籍に「中国の統一、主権及び領土の完全性に危害を及ぼす」内容等を含んではならないことが規定されている。

問45

日本のスマートフォン向けアプリ制作会社であるX社は、中国企業Y社に委託して、又は中国企業Y社と共同で、アプリを開発することを計画している。ア～エを比較して、X社の役員甲と法務担当者乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。（必要に応じて次ページに記載している条文を参照のこと）

- ア 甲 「アプリに対して中国で知的財産権で保護されますか。」  
乙 「アプリのプログラム自体は著作権で保護されます。」
- イ 甲 「中国企業Y社にアプリ開発を委託した場合、著作権をわが社に帰属させることはできますか。」  
乙 「他社に開発を委託した場合でも、委託者であるわが社に著作権を帰属させることができます。但し、契約で明確に規定しておくことが必要です。」
- ウ 甲 「中国企業Y社とアプリを共同で開発する場合、第三者に対し勝手に成果物をライセンスされることを防ぐことはできますか。」  
乙 「アプリが共同著作物となる場合において、契約に明確な規定がないときでも、権利の共有者は単独でライセンスの設定等を行うことができません。そのため、契約で規定しておく必要性は高くありません。」
- エ 甲 「海賊版アプリに対し何か対策は考えられますか。」  
乙 「ソフトウェアの著作権は登録が可能であるため、スムーズな権利行使のためには著作権を登録しておくことも1つの方策です。」

参照条文

中国著作権法

第17条 委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、委託者及び受託者が契約により定めることとする。契約に明確な定めがない、又は契約を締結していない場合は、著作権は受託者に帰属する。

コンピュータソフトウェア保護条例

第7条1項 ソフトウェアの著作権者は、国務院著作権行政管理部門が認定したソフトウェア登記機構で登録申請をすることができる。ソフトウェア登記機構が授与した登録書類は登録事項の初歩証明である。

ソフトウェア登録を申請する場合には、必要な費用を支払わなければならない。ソフトウェア登録の費用納付基準は国務院著作権行政管理部門と国務院価格主管部門が共同で規定する。

第10条 二以上の自然人、法人又はその他の組織が共同で開発したソフトウェアについては、その著作権の帰属は共同開発者が締結した書面契約によって定められる。書面による契約がなく又は契約に明確な定めがない場合であって、・・・（略）・・・共同開発したソフトウェアが分割して使用することができない場合には、その著作権は各共同開発者でこれを共有し、合意のうえ著作権を行使する。合意に達しない場合であって且つ正当な理由がない場合には、いかなる一方も他方が譲受権以外の権利行使を妨げてはならない。但し、取得した収益はすべての共同開発者に合理的に分配しなければならない。

（出典：日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイト

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20011220.pdf#search='JETRO+%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%94%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%82%BD%E3%83%95%E3%83%88%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%82%A2%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%9D%A1%E4%BE%8B'](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20011220.pdf#search='JETRO+%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%94%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%82%BD%E3%83%95%E3%83%88%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%82%A2%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%9D%A1%E4%BE%8B') )

【1級学科】

番号	正解
問1	エ
問2	エウ
問3	ウ
問4	アウ
問5	ウ
問6	エウ
問7	ウ
問8	ウ
問9	イ
問10	ウ
問11	イ
問12	ウ
問13	ウ
問14	ウ
問15	エ
問16	ウ
問17	エ
問18	ア
問19	エ
問20	ア
問21	ウ
問22	ウ
問23	イ
問24	ウ
問25	エ
問26	イ
問27	イ
問28	ウ
問29	イ
問30	ウ
問31	イ
問32	イ
問33	エ
問34	イ
問35	イ
問36	ウ
問37	ウ
問38	ウ
問39	ア
問40	ア
問41	ウ
問42	エ
問43	ア
問44	ア
問45	ウ